

尾張旭市監査公表第9号

令和3年1月29日付け尾張旭市監査公表第1号をもって公表した定例監査結果報告について、令和3年2月8日付け2生公第67号で教育委員会教育長から措置を講じた旨の通知がありましたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により次のとおり公表します。

令和3年3月1日

尾張旭市監査委員 長谷川 博 樹

尾張旭市監査委員 篠 田 一 彦

教育委員会生涯学習課

監 査 の 指 摘 事 項	措 置 状 況
公民館研修室空調設備取替工事について、監督員を任命しているが、請負者に通知がされていない。尾張旭市公共工事請負契約約款第10条により、監督員を定めたときは、その氏名を請負者に通知しなければならないとされている。	指摘事項に該当するものについては、尾張旭市公共工事請負契約約款に基づき適正な事務を行うよう改善します。